平成２９年（フ）第２３６号
埼玉県所沢市東所沢和田１丁目３番地10
債務者　株式会社サニープレイス
代表者代表取締役　山崎　　勉
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　英典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月４日午後１時40分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１５６号
愛媛県松山市辰巳町４番７号
債務者　株式会社松澤
代表者代表取締役　松澤　栄一
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月５日午後１時45分
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０６４号
大阪市北区芝田２丁目８番７号
債務者　株式会社パイプライン
代表者代表取締役　大石　勇生
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　剛司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月10日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第３４１号
北九州市小倉南区中曽根東２丁目５番33―303号
債務者　伊東　善久
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　敦子
4　破産債権の届出期間　平成29年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３０９号
北九州市小倉南区徳力団地11番507号
債務者　長谷河眞奈美
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　章悟
4　破産債権の届出期間　平成29年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１４８号
岡山市北区富田330番地２　富田コーポ２号、旧住所岡山県和気郡和気町字生582番地１
債務者　今富　裕二
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市本　昭彦
4　破産債権の届出期間　平成29年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２１号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目30番22―36号市住2236号
債務者　福滿　浩幸
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　和貴
4　破産債権の届出期間　平成29年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月１日午後３時
6　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２６８号
神奈川県愛甲郡愛川町半原2606番地の４
債務者　小宮　基樹
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　俊太
4　破産債権の届出期間　平成29年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１２１号
福井市日之出２丁目17番13号
債務者　森下　憲二
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野条　泰永
4　破産債権の届出期間　平成29年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５１２号
京都府相楽郡精華町光台６丁目14番地２
債務者　久保田和久
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口枝見子
4　破産債権の届出期間　平成29年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２４３０号
大阪市平野区加美南２丁目５番２―515号
債務者　ケイテックこと　梶　　武彦
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　太郎
4　破産債権の届出期間　平成29年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６号
岐阜県養老郡養老町高田534番地
債務者　平井　權三
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大倉　範子
4　破産債権の届出期間　平成29年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原2231番地の４
債務者　小波津　正
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲山　聖哲
4　破産債権の届出期間　平成29年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４７３号
広島市安佐北区三入２丁目18番29―108号
債務者　渡辺　洋子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　剛謙
4　破産債権の届出期間　平成29年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月５日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部